

インフォメーション

第30回伊万里の夏 どっちゃん祭り

8月4日(日)

午前10時～午後9時30分 伊万里市街地

● 問合せ先 観光戦略課 (☎@9031)

時間	イベント内容
午後1時30分～	開会宣言、伊万里子ども太鼓の会演奏
午後1時50分～	どっちゃんダンス (1部)
午後2時45分～	伊万里津物語『入船』(伊万里太鼓)
午後3時10分～	第30回記念講演 HEART BEAT JAZZ Orchestra による演奏
午後4時～	いまりんモーモちゃんとのじゃんけんリレー
午後4時20分～	古伊万里・子ども商人俵運びレースおよび表彰式
午後5時～	どっちゃんダンス (2部)
午後6時20分～	令和元年記念パレード
午後7時頃～	もち投げ、どっちゃん抽選会
午後7時30分～	第30回を祝してみんなで踊ろう どっちゃん祭り (総踊り)
午後7時50分～	伊万里津物語『出船』(伊万里太鼓)、女みこし
午前10時～ 午後9時30分	物産展〔中央駐車場、駅前広場〕
午後1時～8時	どっちゃんライブ〔駅前広場〕



祭りの華は勇壮華麗な『女みこし』
※担ぎ手随時募集中



総踊り当日飛び入り参加者限定で、伊万里牛などの特産品が当たる抽選会を行います。

※飛び入り参加受付は先着100人(女性限定)で午後6時30分から祭り本部で行います。

浴衣で来るとお得です

物産展会場に浴衣でお越しの人には浴衣特典があります。

ぜひ、皆さん浴衣でお越しください。



《8月4日(日) 通行規制情報》

- 本町バイパス(市道八谷搦・上伊万里線)
 - ▷ 本岡金物店前～浜町交差点
午前8時～午後11時
 - ▷ 浜町交差点～セントラルパーキング前
午前9時～午後11時
- 駅通り(市道伊万里駅前・松島線)
 - ▷ カワラ文具前～相生橋北詰
午前9時～午後11時

新しい被保険者証を郵送します

国民健康保険

被保険者証が届いたら

■内容を確かめてください

現在交付している『国民健康保険被保険者証』（桃色）の有効期限は、7月31日までです。8月から使用する新しい被保険者証（うぐいす色）を7月下旬までに世帯主に郵送します。手元に届いたら記載内容を確認し、誤りがある場合は連絡してください。

※国民健康保険税の滞納がある世帯については、税務課窓口で納税相談後に交付します。

■70～74歳の人には『国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証』を郵送します

70～74歳の国民健康保険被保険者に交付している『国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証』の有効期限も、同じく7月31日までです。8月以降も該当する人には、新しい被保険者証兼高齢受給者証を郵送します。兼高齢受給者証には、所得に応じて、自己負担割合（2割または3割）が記載されています。

■古い被保険者証・被保険者証兼高齢受給者証の処分方法

有効期限が過ぎた被保険者証兼高齢受給者証は、8月以降使用できません。第三者に悪用されないように、市役所または出張所に返却するか、はさみなどで必ず裁断し、燃えるごみとして処分してください。

入院時などの窓口負担を減らすために

入院など高額な治療を受けるときは、『**限度額適用認定証**』の交付を受けましょう。認定証を医療機関に提示すると、窓口負担が、それぞれの世帯の所得などに応じた限度額までになり、住民税非課税世帯の人は食事代が減額されます。

●対象

- ① 70歳未満の人
- ② 70～74歳までの低所得者Ⅰ・Ⅱ（住民税非課税世帯）の人
- ③ 70～74歳までの現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの人
（70～74歳までの区分が一般または現役並み所得者Ⅲの人は、保険証の負担割合で所得区分が確認できるため、認定証は必要ありません。）

※国保の住民税非課税世帯とは、世帯主および被保険者である世帯員全員が住民税非課税である世帯のことです。

※有効期限が7月31日までですので、**認定を受けていた人も8月以降は新たに申請が必要です**。申請した月の1日から適用となりますので、早めに手続きしてください。



国民健康保険被保険者証
（うぐいす色）



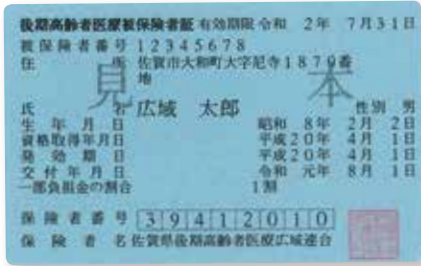
国民健康保険被保険者証
兼高齢受給者証
（うぐいす色）

負担割合が
表示されます



7月下旬、皆さんに

後期高齢者医療



後期高齢者医療被保険者証
(空色)

被保険者証が届いたら

■内容を確かめてください

現在交付している『後期高齢者医療被保険者証』（橙色）の有効期限は、7月31日までです。8月から使用する新しい被保険者証（空色）を7月下旬までに皆さんに簡易書留で郵送します。手元に届いたら内容を確認し、記載内容に誤りがある場合は連絡してください。

※後期高齢者医療保険料の滞納がある人については、税務課窓口で納付相談後に交付します。

■古い被保険者証の処分方法

有効期限が過ぎた被保険者証は、8月以降使用できません。第三者に悪用されないように、市役所または出張所に返却するか、はさみなどで必ず裁断し、燃えるごみとして処分してください。

入院時などの窓口負担を減らすために

入院など高額な治療を受けるときは、事前に『限度額適用認定証』の交付を受けましょう。認定証を医療機関に提示すると、医療費や食事代などが減額されます。

- 対象 ①世帯の全員が住民税非課税の人
②現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの人

※すでに認定を受けている人には、保険証と一緒に新たな認定証を郵送しますので、更新の手続きは必要ありません。有効期限が過ぎた認定証は、保険証と同じく適正に処分してください。

Q どんな人が後期高齢者医療の対象になるの？

A 75歳の誕生日をもって、それまで加入していた国保、健保組合、共済組合などから移行します。この場合の手続きは不要です。

※65歳以上75歳未満の人で一定の障害がある人は、広域連合から認定を受けることで移行できます。事前に市民課に相談してください。

●問合先

▷市民課年金保険係

(☎☎2153)

▷佐賀県後期高齢者医療広域連合

(☎0952648476)

△ 注意してください △

国民健康保険と後期高齢者医療の被保険者証は、別々の封筒が届きます。

国民健康保険の被保険者証は伊万里市が作成し、後期高齢者医療の被保険者証は佐賀県後期高齢者医療広域連合が作成します。それぞれ、発送の時期が異なります。

※紛失時の再発行は、市で行います。

- 問合先 市民課年金保険係 (☎☎2153)

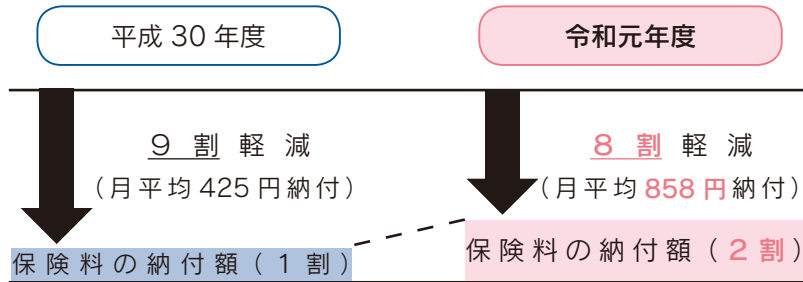


後期高齢者医療保険料の均等割が9割軽減の皆さんへ

後期高齢者医療保険料の均等割が、これまで9割軽減となっていた人は、以下のように変わります。

- ▷本年度から **8割軽減**になります。
- ▷介護保険料が第1段階～第3段階の人は保険料の負担軽減が強化されます。
- ▷所得が低い年金受給者の人は、10月1日から施行される年金生活者支援給付金の対象となります。

(例) 年金収入 80 万円以下の人



- ▷医療保険料を年金から天引きで納めている場合、天引き額への影響は10月からです。
- ▷年金生活者支援給付金の場合、以下の支給要件をすべて満たす必要があります。
 - 65歳以上で老齢基礎年金を受給している
 - 世帯全員の市税が非課税である
 - 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が879,300円以下である

● 問合せ先

▷後期高齢者医療制度について
 市民課年金保険係 (☎☎2153)
 佐賀県後期高齢者医療広域連合 (☎0952④8476)

▷年金生活者支援給付金について
 市民課年金保険係 (☎☎2142)
 ねんきんダイヤル (☎0570⑤1165)

低所得者の介護保険料を軽減します

● 問合せ先 長寿社会課介護給付係 (☎☎2154)

介護保険料については、第1～9段階のうち、平成27年度から消費税率引き上げに伴う低所得者（第1段階）の保険料軽減を行っています。

令和元年10月からの消費税率引き上げに伴い、令和元年度は、第1段階だけでなく、第2段階および第3段階の保険料についても軽減を行います。

今年度の保険料は以下のとおりです。※第4～第9段階の保険料は、昨年度と変更はありません。

保険料段階	課税状況		共通事項	対象者	年度	保険料率	保険料(年額)
	本人	世帯					
第1段階	非	世帯全員が非課税	本人および世帯全員が市民税非課税	・老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者 ・本人の合計所得金額－公的年金などにかかる雑所得＋課税年金収入額が80万円以下の人	平成30年度	基準額 × 0.45	34,836円
					令和元年度	基準額 × 0.375	29,028円
第2段階	課	世帯全員が非課税	本人および世帯全員が市民税非課税	・本人の合計所得金額－公的年金などにかかる雑所得＋課税年金収入額が80万円を超え、120万円以下の人	平成30年度	基準額 × 0.75	58,056円
					令和元年度	基準額 × 0.625	48,384円
第3段階	税	世帯全員が非課税	本人および世帯全員が市民税非課税	・本人の合計所得金額－公的年金などにかかる雑所得＋課税年金収入額が120万円を超える人	平成30年度	基準額 × 0.75	58,056円
					令和元年度	基準額 × 0.725	56,124円

介護保険料（特別徴収）を平準化します

● 問合せ先 長寿社会課介護給付係 (☎☎2154)

介護保険料の特別徴収（年金からの天引き）は、4・6・8月に『仮徴収』、10・12・2月に『本徴収』として納めていただいています。しかし、所得の変動などで仮徴収額と本徴収額が大きく異なる場合は、特別徴収額が年間を通じてできるだけ均等になるように、8月分の介護保険料の仮徴収額を変更します。

仮徴収・本徴収とは何ですか

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年の所得が確定するまでは、前年度の保険料額をもとに仮に算定された金額で納めていただきます（金額は被保険者ごとにお知らせしています）。			確定した年間保険料額から仮徴収分としてすでに納めた分を引いた金額を3回に分けて納めていただきます（金額は7月にお知らせします）。		

平準化とは何ですか

仮徴収額は、原則として前年度2月分の特別徴収額と同額になりますが、所得段階の変動などにより保険料段階が変わると、仮徴収額と本徴収額の差が大きくなる場合があります。このままでは、1年間の保険料徴収額が仮徴収と本徴収で偏ったままになってしまいます。そのため、1年間を通じて保険料徴収額ができるだけ均等になるように、すでにお知らせしている8月の徴収額を変更することを『平準化』といいます。

● 例（令和元年度、年額 92,880 円の場合）

▷ 平準化しない場合

4月	6月	8月	10月	12月	2月
17,500円	17,500円	17,500円	13,580円	13,400円	13,400円



▷ 平準化した場合

4月	6月	8月	10月	12月	2月
17,500円	17,500円	11,200円	15,680円	15,500円	15,500円

※上記は例ですので、前年度の保険料段階や仮徴収額により、各徴収月の保険料額は異なります。

※7月中旬に令和元年度の介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書を郵送します。内容を確認してください。

介護保険負担限度額認定証を交付します

● 問合せ先 長寿社会課介護給付係 (☎☎2154)

特別養護老人ホームなどの施設サービスを利用する場合、低所得の人の利用が困難とならないように、申請により、介護保険負担限度額認定証を交付します。認定証があれば、施設サービスを利用する場合の食費、居住費の利用者負担金が、所得に応じた負担限度額までとなります。

認定を受けていた人も、認定証の有効期限は7月31日までですので、8月以降については新たに申請が必要です。

第1段階	住民税非課税世帯で老齢福祉年金の受給者、または生活保護受給者
第2段階	住民税非課税世帯で合計所得金額、課税年金収入額および非課税年金収入額が80万円以下の人
第3段階	住民税非課税世帯で第2段階以外の人



※次のいずれかに該当する人は対象になりません。

- ① 住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税を課税されている人
- ② 住民税非課税世帯でも、預貯金などが一定額を超える人（単身 1,000万円、夫婦 2,000万円）

65 歳以上の人の介護保険料を減免します

● 問合せ 長寿社会課介護給付係 (☎2154)

市では、65 歳以上の人で介護保険料の納付が困難な人について、保険料を減免（軽減）します。

どんな人が減免されますか

介護保険料の保険料段階が第2段階または第3段階で、次の要件をすべて満たしていると認められる人は、保険料が第1段階の額（年額 29,028 円）に減免されます。

- ▷ 預貯金および有価証券の合計額が 150 万円以下の人
- ▷ 市民税が課税されている人と同一生計でなく、扶養されていない人
- ▷ 不動産などの資産を活用して、なお生活が困窮している人
- ▷ 本人および世帯員の前年の収入金額（遺族年金や障害年金などの非課税収入を含む）の合計額が 100 万円（世帯員 1 人につき 40 万円を加算する）以下の人

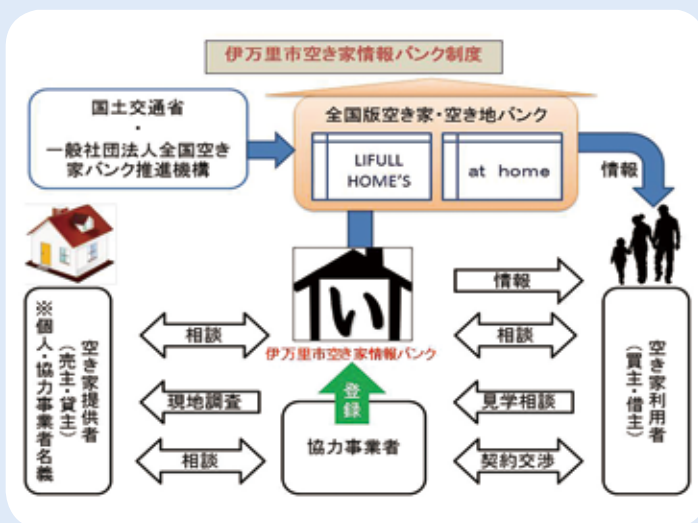
※ 65 歳に達した日以降に、下記のような非自発的な理由で離職する介護保険の第 1 号被保険者については、減免の対象になる場合があります。

- ▷ 企業の倒産・解雇などによって再就職の準備をする時間的な余裕がなく離職を余儀なくされた人
- ▷ 派遣・契約社員など、期間に定めのある労働契約が更新されなかったことなどを理由として離職した人

手続きはどうするのですか

介護保険料の減免については、申請が必要です。7 月末までに市役所で手続きをしてください。手続きをする際は、印鑑や医療保険証、年金などの収入を証する書類などを持参してください。詳しくは、上記へ問い合わせてください。

【 図 】 空き家情報バンク制度のイメージ



市内に空き家がある人は
空き家情報バンクを活用しましょう

伊万里市空き家情報バンクに登録しませんか

伊万里市では、空き家（個人所有の戸建物件）の有効活用と、移住・定住の促進を図ることを目的として、『伊万里市空き家情報バンク制度』を実施しています。

■ 空き家情報バンク制度とは

空き家の売却や賃貸を希望する所有者の人に協力事業者（伊万里市と協定を締結した市内の宅地建物取引業者）を通

問合せ先

伊万里暮らし応援課移住・定住推進係

(☎2172)

として、空き家物件を空き家情報バンクに登録してもらいます。その後、市ホームページに掲載し、空き家を購入したい人や借りたい人に情報を提供する制度です。 ※詳しくは問い合わせください

伊万里自動車学校、PORTO株式会社と連携協定を締結



↑がっちり握手をする3者

6月14日、伊万里自動車学校とPORTO株式会社、伊万里市の3者は、IT人材の育成に関する連携協定を締結しました。これは、それぞれが持つ強みを生かして、IT人材を育成するために協力し合うことで、相乗効果により互いの利益を生み出すとともに、市の活性化を図ろうというものです。

具体的な取り組みとして、秋頃から、伊万里自動車学校

の授業の空き時間を利用し、PORTO株式会社による受講者へのプログラミング教育が行われる予定です。深浦弘信市長は、「このような取り組みは、全国的にも珍しい。令和の時代はICT化が更に加速していく。いかにITに対応できる能力を身に付けるか、そして、いかにITを活用して地域を活性化していくかが重要だ」と話しました。

7月は『青少年の非行・被害防止全国強調月間』

『社会を明るくする運動強調月間』です

7月は、内閣府が提唱する『青少年の非行・被害防止全国強調月間』です。

国や県、市町、関係団体に地域の人たちを加えた有機的な連携のもとに、青少年の規範意識の醸成や青少年を取り巻く社会環境の浄化を図るための運動・諸活動を展開し、青少年の非行・犯罪被害の防止と保護の徹底を図ることとされています。

皆さんも、夏休みを前に子どもを非行や犯罪被害から守

るために何ができるかを考え、月間中の運動に協力をお願いします。

また、7月は、法務省が主催する『社会を明るくする運動』〜犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ〜の強調月間・再犯防止啓発月間でもあります。犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、犯罪や非行に陥らないように地域社会で支える活動が全国で展開されます。皆さんの協力をお願いします。

- 重点課題
 - ◎ インターネット利用に係る子どもの性被害の防止
 - 重点課題
 - ① 有害環境への適切な対応
 - ② 薬物乱用対策の推進
 - ③ 不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止
 - ④ 再非行(再犯)の防止
 - ⑤ いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

● 問合せ先 青少年センター

(☎) 2658

夏の交通安全県民運動

7月10日(水)～19日(金)

☆運動のスローガン

守ろう交通ルール 高めよう交通マナー

☆運動の重点

1. 追突事故の防止
2. 子どもと高齢者の交通事故防止
3. 飲酒運転の根絶

交通事故発生状況〔6月14日現在〕

	前年同期比
・人身事故	168件 (-43件)
・死者	1人 (+1人)
・傷者	229人 (-63人)

● 問合せ先 総務課行政係 (☎) 2123

伊万里ラジオ体操会

さわやかな夏の朝、少しだけ早く起きて心地よい汗を流してみませんか。



● 問合せ先

体育保健課スポーツ振興係 (☎) 3187

《ラジオ体操カードに特製スタンプをもらおう》

● 日時 8月4日(日) 午前6時20分

● 場所 国見台陸上競技場

※雨天の場合は国見台体育館

● 当日の留意点

▷ 体操ができる服装と靴(雨天の場合は体育館シューズ)で参加してください。

▷ 小学生以下は保護者が同伴してください。

▷ 会場の芝生上では飲食できません。

中学校・南波多郷学館のエアコンの供用開始

設置を進めていた市内中学校・南波多郷学館のエアコンが、6月3日から供用開始になりました。

午前中から気温が上昇したこの日、深浦弘信市長は南波多郷学館で、児童生徒が授業を受けている教室に入り、エアコンの使用状況を視察しました。

今後は、小学校にも8月までに設置し、9月から供用開始の予定です。



↑エアコンが入った教室を視察する深浦市長(左)

ふるさと伊万里で就職しませんか 『伊万里の"いい職"相談会』を開催します

伊万里市に戻って働きたい人(Uターン希望者)や大卒予定者などを対象に企業合同求人説明会を開催します。

●日時 8月11日(日)

午後1時～4時

●場所 市農協会館

●内容

市内の企業20社程度による合同求人説明会

※事前申し込み不要

●参加料 無料

●問合先 企業誘致・商工振

興課 ☎2658



↑昨年8月に開催された相談会の様子

お詫びと訂正

広報伊万里6月号の記事中に誤りがありましたので、次のとおり訂正してお詫びします。

なお、ホームページの6月号は修正しています。

(訂正箇所)

8ページ2段目の『市のごみの量とリサイクル率は』の記事本文9・10行目

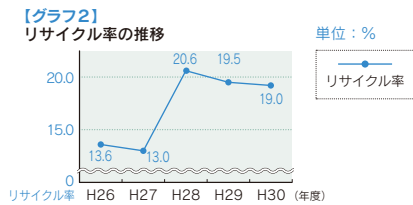
(誤)

平成29年度と比べて0.2ポイント上昇しました。

(正)

平成29年度と比べて0.5ポイント低下しました。

また、訂正に伴い『グラフ2』も下のとおりとなります。



ご寄付
ありがとうございました
 次の方からご寄付をいただきました。
 厚くお礼申し上げます。
 ※5月1日～31日受付分
 (敬称略、希望者のみ掲載)

《福祉基金》
 ▼五千元 一般財団法人佐賀県遺族会
 ▼三千元 伊万里市老人クラブ連合会

《教育振興奨励基金》
 ▼十万元 前川 日司(大川内町市山)
 ▼二十万元 前田 照子(亡夫 和茂 松島)

●は香典返し、▼は篤志寄付です。

婚活イベント

♡30代・40代限定♡
 プライダル会場でランチ会

- 日時 8月4日(日) 午前11時～午後3時
 ※集合場所などの詳しい内容は、後日参加者のみに案内します。
 - 対象 市内在住・在勤、または結婚を機に伊万里市に住む意思がある、30代・40代の独身の人
 - 参加料 2500円(ランチ代)
 - 応募方法 メールまたは電話
 - 募集人数 男・女各12人 ※応募多数の場合は抽選
 - 募集期限 7月25日(木)
 - 応募・問合先 伊万里暮らし応援課内 市婚活応援推進協議会
 ☎2950
- ※メールアドレス deai@city.imari.saga.jp

